⑷　工事内容
施工延長：1,994.555m
施工始点：№.３＋17.000
施工終点：№.23＋4.000
（内訳）
トンネル工　Ｌ＝1,994.555m
（３ｒ・ホロ形・２ｒ－Ｖ－３ｒ・ｒ＝0.9m）
仮設工　１式
磁気探査工　１式
⑸　工期　契約締結日から平成28年１月25日（690日間）
⑹　使用する主要な資機材
生コンクリート（普通ポルトランドセメント）
Ｈ形鋼（トンネル鋼製支保工）
⑺　本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ｉ型（品質向上重視型））のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、特定ＪＶの代表者は農林土木工事「Ａ等級」に認定されている者であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、農林土木工事「Ｂ等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　施工実績　平成10年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、２社の場合出資比率が30％以上、３社の場合20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
特定ＪＶの代表者は、次に掲げる①の同種工事の実績を有すること。
水路トンネル工事又は道路トンネル工事において、矢板工法、ＮＡＴＭ工法、ＴＢＭ工法のいずれかの施工実績を有していること。
⑹　配置予定技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
ア　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
イ　建設業法第15条第２号で定められている者のうち１級土木施工管理技士以外の者とする。
②　平成10年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　特定ＪＶの代表者は配置予定技術者が上記⑹①の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。
⑺　技術提案が適正であること。
技術提案の提出に当たっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。
⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年３月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案及びヒアリング）」の最高点を50点とする。
②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングのための追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を付与する。
③　「加算点」の算出方法は、技術提案及びヒアリングについて評価した結果、得られた「評価点数の合計値」の最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ－１型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。
⑶　技術提案について
①　技術提案の作成　技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。
②　技術提案における条件　設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。
③　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑷　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。